

【別表2】 短期的節電取組内容

取組項目	実施期間	備考
照明		
執務室の照度の目安は500～750ルクス程度とし、日中の窓側の照明は業務に支障がない限り消灯する。	通年（晴天時）	
窓口対応時を除き、昼休みは執務室の照明を全て消灯する。	通年	
廊下や階段の照度の目安は150ルクス程度とし、通行に支障がない範囲で消灯する。	通年	
空調機器		
冷房時の室温は28℃、暖房時の室温を20℃とし、適切に調整に努める。	夏季・冬季	職員や施設利用者の体調管理に留意すること。
冷暖房中の不必要な窓及びドアの開閉を行わない。	夏季・冬季	空調機器を利用している部分だけではなく、周囲の状況も確認する。
エアコンのフィルターを定期的に清掃する。	夏季・冬季	各施設又は各課で実行者を定め、定期的に清掃する。
複数の空調機器を分散して起動させることにより、電源立ち上げによるピーク電力の上昇を抑制する。	夏季・冬季	各施設、各課又は各フロアで、起動させる空調機器の優先順位を定めておく。
OA機器		
長時間離席する場合には、パソコンの電源を切るか節電モードにする。	通年	
パソコンモニターの輝度は、50～70%を目安とする。	通年	
プリンタ及びコピー機の節電モードを活用する。	通年	
電気機器		
電気ポット、電子レンジ及びコーヒーマーカーの使用は極力控える。	夏季	
職員個人の電気製品（充電器、小型ヒーター等）の使用を原則禁止する。	通年	感染症対策等（例：加湿器の使用）やむを得ない場合を除く。
温水洗浄便座		
節電機能やタイマー機能を使うこと。	通年	使用後は便座のフタを閉める。
便座の保温機能を夏季は停止し、冬季は弱温から中温（弱温を推奨）とする。これ以外の期間は、停止または弱温とする。	通年	多目的トイレを除く。
その他		
執務室内の服装は、通年でのノーネクタイ等勤務（通年輕装勤務）を実施する。かつ、車両やエレベーター利用の抑制からCO2削減を図る目的で「スニーカービズ」を実施する。	通年	夏季における服装は暑さをしのぎやすい軽装、冬季における服装は重ね着を推奨する。
定時退庁により、使用電力量の削減を図る。	通年	